

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、環境対策課長から発言を求められています。これを許可します。

環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） すみません、おはようございます。

逆川メガソーラー事業につきまして動きがありましたので御報告させていただきます。

3月3日の沢登議員の一般質問において、事業者のゼニキャピタル合同会社は別の会社に事業を移されたのかという質問に対しまして、事業を譲渡したという情報は入っておりませんと答弁したところでございますが、議席配付させていただいた通知書のとおり、3月5日付で県知事より事業廃止の通知を受けたところでございます。

県に確認したところ、ゼニキャピタルの親会社が替わり、今回、事業廃止となったものでございますが、事業者は環境アセスの方法書の見直しを図り、再度、方法書を県に提出予定であるということでございました。また、事業者は引き続き、ゼニキャピタル合同会社が行うとの予定のことでございました。

報告は以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ここで報告の件がありますので、係長をして朗読させます。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

令和2年3月12日。

下田市議会議員、小泉孝敬様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。

発議者、下田市議会議員、沢登英信。

同じく、進士濱美。

議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ここで暫時休憩します。

ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前10時 2分休憩

午前10時17分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第9号 指定金融機関の指定について、議第10号 市道の路線変更について、議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定について、議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 令和2年度下田市一般会計予算、議第18号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第19号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第20号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第21号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算、議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第24号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算、議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算、以上18件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） おはようございます。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第10号 市道の路線変更について。

2) 議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定について。

3) 議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第17号 令和2年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

6) 議第19号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

7) 議第21号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

8) 議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算。

9) 議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

10) 議第24号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計予算。

11) 議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算。

12) 議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月5日、6日、9日の3日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より長谷川上下水道課長、白井建設課長、井上市民保健課長、高野環境対策課長、樋口産業振興課長、永井観光交流課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第10号 市道の路線変更について。

決定、否決。

理由、周辺住民の不利益となり得ることが考えられ、適当でないと判断したため。

2) 議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第17号 令和2年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、本委員会は次のとおり附帯決議を決定したので申し添えます。

3104オリーブのまちづくり事業については、耕作放棄地の活用と新たな特産品づくりを目的として、オリーブのまちづくり事業推進計画を策定し、令和3年度までを栽培方法や新たな商品開発を研究する導入期としている。しかし、耕作放棄地の改善が見込まれない現状においては、事業見直しを令和2年度に行うこと。

- 6) 議第19号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 7) 議第21号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 8) 議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 9) 議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 10) 議第24号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） まず、議第10号 市道の路線変更についてをお尋ねしたいと思います。

理由が、周辺住民の不利益となり得ることが考えられ、適当でないと、こういう理由であります。具体的に、大賀茂、堀之内、落合1号、2号と4路線の提案がされているわけありますので、具体的にどこの路線でどういうことで住民の不利益となるということの議論がされたのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、これを既に道路としてできているところを市道として認定替えをしないということになりますと、新たに造りました道路というのはどうのように管理されるのか、道路として管理されるのか、あるいは放置されてしまう形になるのか。この新しく認定してもらおうという道路が災害や等々で土砂で埋まったとか壊れたというときには、道路ではないので復旧はしないと、認定されてるほうの道路に手をかけると、こういうことになるのか、どういう不都合というか、ものが、法的や実務上出てくるのか、1点、お尋ねをしたいと思います。

それから、ペリーロードの駐車場条例でございますが、有料にして管理をするんだと、良好な管理ということは必要であろうかと思いますが、その一方で観光地でありますので、やはり駐車場については、無料の駐車場という要望が当然出てこようかと思うわけです。ある行事がある場合には有料であっても、そういう行事がないときは一般の市民も含めて無料で提供をすると、こういう姿勢が必要ではないかと思うんですけども、この条例そのものは料金の審議会を通じて金額は妥当だと、こういう判断をしたようですが、その運用については

やはり観光地であるということからいって、ただ料金を取って管理すればいいということでは不十分ではないかと。やはり料金を取らない期間とか、無料の駐車場を併せて整備していくとか、そういう工夫が必要ではないかと思いますが、そういう点の議論は、審議はどうされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、水源保護条例の関係で、この条文上は市長が別に定めるという1項が、リゾートなんかと同じように記されていると思いますが、そこら辺の市長が別に定めるという内容はどういうものであったのか、その点についてどのような審議がなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

取りあえず以上、お尋ねいたします。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 10号の市道についてでございますけれども、まずは不利益になるという要するに理由ですけれども、その中に、堀之内稲熊線というものがあるわけですが、落合に。これの要するに廃止は、原案のほうは、いわゆる落合川から稲熊という農地のほうに渡る、要するに歩くだけの橋が以前からあって、今は現在ないんですが、この部分を廃止するというものであります。このことについては、道路法上の道路が架かっているものがなくなるということは、その代替の、要するに法的ないわゆるものが、市が責任を持って、そっちを渡すものがなくなるということですから、そちらの土地について不利益が生じるんじゃないかということの判断です。

それと、あとは落合縄地1号線、2号線というのがあるんですが、これは県道の今、改良工事をやってると、それがまだ完全に仕上がってない中で、今、路線について1号線、2号線に対しての見直しをしてるわけですが、この先、県道の出来がどうなるかによっては、市道が必要であるかないかも出てくるわけです。そういう意味からして、ちょっと時期が違うと、そういう2つの理由から、今回いわゆる否決をしたということです。

先ほど、もう一点ある、要するに大賀茂の青市線、これについては妥当だろうというふうには思いますが、一括審議の中で、要するに問題のあるものがあつたんで否決したと、そういうことでございます。

それと、駐車場の無料化については、料金についての質問は当然ありました。あつた中で、当局が優先したのは、やはり近隣、すぐ横に民間の駐車場があると。役所のほう、一番意識したのは、その要するに民間の事業を圧迫しないと。例えば今言うように無料にすれば、

その駐車場は成り立たなくなるわけですね、民間事業を圧迫するという、そこが大きな原因の中で、この要するに料金体系は決められてると、そういう経過でございます。

それと、水源保護条例については別に定めるという文言があるわけですが、そのことについては質疑等は残念ながらなかったと、そういうことでございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 答弁漏れというか、放置された道路の管理というのはどうなんだと、管理する必要ないんでしょうか、そこら辺の議論はなかったんでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） そういう議論はありませんでした。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 別に定めるという水道保護条例ですけども、定めるということの条文の提出はあったんでしょうか。そして、審議はなかったという話ですが、資料としてはそういうものが提出されたのかどうなのか、提出されてあるのであれば、また頂きたいと思いますので、どうだったんでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 今言われてるのはリゾート関連事業の括弧の中の別に定めると、ここと、あと再生エネルギー事業のところにも括弧がありますけれども、これに対しての、今、先ほど言ったように質疑はなかったと、要するに議論はなかったと、そういうことです。ですから、それ、資料もなかったと、そういうことです。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 市道認定のこの大賀茂青市線は、何ら問題ないから妥当性はあるけれども、4路線の関係で、これも否決という結論を出したと、こういうお話でございますが、そうしますと、この大賀茂青市線を使ってる人たちの不都合というのは生じないんでしょうか、そういう生じないという判断をしたんでしょうか、その1点だけ、もう一度、お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 否決したことからすれば、そのことはいわゆるしょうがな

いと。ただし、やはりそれは20年間放置してきたというような説明がありました。要するにこの開設、付け替えたものはもう20年前にあったということです。ですから、再提出する、例えば6月に提出すれば承認になるんだろうと思いますけれども、要するに議案としては不整備だと、要するに駄目なものがあると、それに対して要するに否決したということでございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 2点ほど伺います。

まず1点目が、予算説明書の中の資料で伺いますが、95ページ、これは産業振興課所管になると思います。新規事業といたしまして、地域課題の調査業務委託が新規に上げられておりますが、これについて、地域の課題、産業振興課でありますから、産業、商工業、観光絡みかなとは想像いたしますが、具体的にはどういう課題を想定しているのか、これは検討なされたんでございましょうか、その1点。

それからもう一点、附帯決議が今回17号に絡みまして出されております。この附帯決議というのが、例のオリーブのまちづくり事業についてでございますけれども、この説明の中では、耕作放棄地の改善が見込まれない現状においてと理由が書かれております。これはまだ事業が具体的にスタートしまして3年半から、苗が植えて3年半ぐらいで、成木になるには8年から9年なって、実がやっとなつくとつくという段階にあると思うんですが、この中間の途中におきまして、耕作放棄地の目覚ましい改善が見込まれるものなのか否かという部分がちょっと私自身、疑問がございますけれども。結局、それに賛同者として、苗木を植える方がほとんど参加してこなかったのか否か、その辺の具体的なお話をお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） お答えします。

95ページの新規事業、地域課題調査業務委託についての質疑等はございませんでした。

オリーブについては、先ほど説明したとおり、3年間の間にいわゆる目的である耕作放棄地の改善、いわゆる活用ですね、それが3年間の間にほとんどなかったと。今後続けていてもないだろうという判断の中で、見直しを令和3年度にやろうという見直しを前倒しでやりなさいよと、そういうことでございます。これについては、決算委員会でも同じ指摘をしております。ですから、皆さん、去年の9月の決算委員会の中で、そのような指摘、それを

受けての意味もありますけれども、うちの要するに委員会としてはそういうことでございます。ただ、当然それは今やってる中で、地域おこし協力隊もまだ11月まで、その目的でいますので、この1年間の中で十分その辺の見直しをしてくれと、そういう意味でございます。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 分かりました。

95ページの先ほどの地域課題の調査の業務委託、これにつきましては、また新たに別の機会伺いたいと思います。

それからオリーブの件は、実は私も吉佐美ですから、吉佐美に例の白浜のペンションなさってる、経営なさってる方の、お名前は言いませんけども、直接話しております。何度か、1時間ほど、立ち話で現場に入りまして。オリーブの成木について見せていただいております、もう2年前からなんです。本音のところでは、その方が相当努力、全くの新規で始めたもんですから、努力なさったようなんですが、最近では相当悲観的な意見に、結論に至りつつあるという言葉は私は聞きました。ですから、非常に下田市が主流としてやっております、地域おこし協力隊を入れながらやっております事業については、その方もアドバイスを頂きながらやってきたわけですね。ですから、今回、附帯決議をこうして厳しい見方としてやったのは私自身も賛成いたします。この辺を今年度中にある意味で結論じみたものを委員会では出していくのか否か、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） ちょっと意味がよく分からないんですが、いわゆる附帯決議の言葉どおりで、委員会としては見直しなさいと、いわゆる耕作放棄地はオリーブは適してないんじゃないかということを結論づけてるわけですね。ですから、もともと令和3年度に見直す、要するに予定でいるのを、もう委員会としては、オリーブはその目的にはなかなかふさわしくないと、ほかの作物、いわゆる耕作放棄地を要するに活用するという、この目的自体は何ら要するに問題あるわけではないんだけど、その作物がオリーブが適してるかどうかについて、適してないという判断をしたということでございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7 番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第9号 指定金融機関の指定について。

2) 議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

3) 議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第17号 令和2年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

6) 議第18号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

7) 議第20号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計予算。

8) 議第21号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

9) 議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

10) 議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

11) 議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

12) 議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月5日、6日、9日の3日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋学校教育課長、鈴木会計管理者兼出納室長、日吉総務課長、佐々木税務課長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、鈴木生涯学習課長、佐藤議会事務局長、黒田監査委員事務局長、平井統合政策課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第9号 指定金融機関の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第17号 令和2年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第18号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第20号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第21号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務文教委員長は、自席へお戻りください。

次に、議第17号については、沢登英信君から、会議規則第105条第2項の規定により少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 令和2年3月10日、下田市議会議長、小泉孝敬様。

総務文教委員、提出者、沢登英信。

賛成者、進士濱美。

少数意見報告書。

令和2年3月9日の総務文教委員会において留保した少数意見を次のとおり会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

1、議案番号。

議第17号 令和2年度下田市一般会計予算。

2、意見の趣旨。

新庁舎の建設は30億円以内で建設すると市長は議会に、また市民に明言をされてまいりました。1月の8日、9日と2回にわたります入札不調の結果、建設工事費を29億2,000万円と3億5,000万円も増額する予算案を提出しております。その結果、新庁舎建設費は36億9,000万円となるものであります。しかも地盤が悪く、液状化対策として114本ものくいを打ち込むとしており、地中のことはやってみなければ分からず、さらに増額されかねません。なぜ3億5,000万円の増額なのか、その原因が解明されず、設計者と設計の見直し、積算の

やり直しをしているさなかのことです。したがって、3億5,000万円の根拠は、入札不調の金額差が4億5,000万円であったので、1億円削って3億5,000万円としたのではないかと考える数字でございます。

当局は、7月に入札し、ここでも不調の可能性があるので、9月に3度目の入札まで想定をしております。平成31年3月15日、県告示の稲生沢川の洪水浸水想定区域図によれば、新庁舎は2.2メートルの浸水地域になります。浸水対策を設計上どのようにするのかも決定がされておられません。当局はしっかり見直し、自信を持って安心・安全でできるだけ安く、30億円以内で建設できるような予算を提出する政治責任があります。議会はそれをチェックする義務があるわけであります。私及び進士濱美議員が市民から意見を聞き、審議を深める、いわゆる公聴会が必要ではないのか、委員会において、安井・池田・堀越英嗣ARCHITECT5設計共同企業体の設計者を参考人として委員会に出席していただき、見解を聞くことが必要ではないかと提案をしまいいりました。しかし、大川敏雄議員、鈴木孝議員、渡邊照志議員、矢田部邦夫議員の賛意は得られませんでした。このような不十分な審議の下での採決でチェックが十分されていると言えるのでしょうか。

熱海市は平成26年度に鉄骨4階建ての庁舎を16億2,000万円で建設をしております。36億9,000万円は大きな金額で、床面積5,800平米余りある新庁舎は無駄の多い設計となっているのではないのでしょうか。備品購入費に6,000万円、議会の備品音響に5,900万円、移転費用に1億6,000万円はかけ過ぎであると指摘する議員もおりましたが、より以上かけ過ぎであることは、本体建設費そのものであります。

庁舎建設費を37億円として下田市を約1万世帯と想定いたしますと、1世帯当たり37万円を新庁舎のためにこのお金を出してほしいと、こういうことになるわけであります。新庁舎に37億円、中学校建設に21億円、デジタル同報系防災行政無線に10億円で進めようという予算となっているわけであります。計68億円もの事業を借金をして進めるものであります。さらに斎場に4億円、あるいは清掃センターに数十億円と、ここ数年間の災害対策費を考えましても100億円を超す事業費を起債借金で進めることになると思われるわけであります。

不況の中、市税はこの10年間で4億円も減収となり、今年の税収は28億円余り、地方交付税は29億円、そして起債による借金は30億円であります。借金返済の7.7億円はすぐに10億円を超すことになろうかと思うわけであります。新庁舎の建設をこのまま進めていけば、財政破綻、再建団体の危機に直面してまいります。人口減少が進み、新型コロナ等、不安が深まる中で、市民経済と市民の暮らしは一層困難となっている現状下では、令和2年度下田市

一般会計予算の新庁舎建設事業費は見直す必要があります。いま一度、きっちりと立ち止まって検討すべきであろうと思います。

付け加えさせていただければ、庁舎は津波が来る浸水地域であるので、津波の来ない河内地区に持っていくんだと、こう言ってまいりました。しかし実態は、県の報告により浸水地域であることが、安全でないことが指摘がされております。そして市長は30億円で造ると言ってきたものが37億円だと、安くありません。こういう点からいって財政破綻を来すわけですので、ぜひとも真摯に御検討頂き、少数意見として出されてる意見の本旨を御理解を頂きたいとお願いを申し上げるものでございます。

以上で終わります。

○議長（小泉孝敬君） 一旦自席にお戻りください。

ここで休憩をしたいと思います。

11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務文教委員長、登壇願います。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○議長（小泉孝敬君） それでは、総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） 議第17号の一般会計予算についてお尋ねさせていただきます。

その中での庁舎建設でございますけれども、不調になったということで、その原因と、不調になったこの問題の責任についてと、あと財政上の問題、新年度増額になるわけですが、今まで30億円という1つの目安の中で財政上、何とか、将来的に何とかなるんだろうというところで進めてきたわけですが、今回増額になることによって、財政上に問題がなかったかどうか、その点の3つの議論がどうなされたかということについてお尋ねいたします。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 不調の原因は本会議でもるる説明あったと思いますが、当然、資材の高騰、人件費の高騰ということでありました。

それから、責任問題ですけれども、委員の中からは、市長は公約守ってない、とんでもないことだという意見もありましたけれども、その責任についての明確な答弁はありませんでした。

それから財政上の問題ですけれども、起債が増えるんじゃないかというような、そういう心配の声もありまして、今回の庁舎建設事業については緊防債から、もう一つの起債についても目いっぱい上程してますので、起債の償還については何ら変更はない。ただ、一般財源、財調からの繰入れ等々ありますので、財調は貴重な貯金ですので、それを食い潰す現状については、ある程度問題ありやという意見がありました。で、いいでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） ちょっと私の最初の質問に言葉が足りなかったかと思いますがけれども、本会議の中で私が通常であれば不調があればその今参加してきた企業以外が取れるというかな、もう一度再入札をやるというようなことはやらなかったと。ということは、私からすると要するに新たな業者を見つける努力をしてなかったというふうに私は判断してるわけですね。要するに、もっと安く落としてくれるところを探らなかったわけですね。その辺の要するに議論があったかないかが1つあるわけですから。

それと、責任問題についてそのような議論があったということは今、理解しますけれども、あと財政上の問題の中で、起債については今のお答えですと増えないよということだろうと思うんですが、ただ、財調というのを取り崩して、1億円でしたかね、説明は、崩すということやってる中で、財調は新年度の貴重な財源になってるということだと思うんですね、今までの財政のやりくりの中で。その中で1億円、要するに庁舎のほうに充てるということについて問題がなかったかどうかという、その辺、ちょっと突っ込んだ話があったかどうか、その辺のところをお聞かせ頂けますでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 再入札の関係ですけれども、委員からはいろんな何ていうんですか、大きな業者さんだと仕入れがもう少し落ちるんじゃないか、取引の関係で落ちるんじゃないかという、そういう意見もありまして、最初は今の公告の要件をそのまま、前回やった要件でそのままやるというような最初答弁があったんですけれども、再度、委員

から、拡張して、枠を広げてやるべきじゃないかということで、最終的にはその意見を尊重するという答えが出ましたので、今、沼津、三島までの親が1,000点以上ということでやっていますけれども、それを静岡辺りまで広げるとか、そういうことについては意見を尊重するということでありますので、あとは執行権の問題ですので、そこまでは議会としては踏み込むわけにはいきませんので、広げて再度考慮するという答弁で納得しました。

それから財政の問題ですけれども、もうこれ当然、財調、ほかのことに、いろんな道路維持とか、いろんなことに使えるお金なんだけれども、それを減らすということは市民生活とか、いろんなものに影響が出るのはもう必至だと、そういうところは気をつけて財政運営をうまくやってくれというような、そういうお話も出ました。

○議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。3回目です。

○11番（進士為雄君） 今後、要するに範囲を広げて、いわゆるほかの安く入れてくれる可能性を探るというようなことだろうと思うんですが、残念なのは、やはり不調があったときに、すぐ探るべきだったと。その辺はちょっと本来のやり方からすればおかしいんじゃないかということだけは指摘させていただきます。

今後の展開について期待したいわけですが、特に財政の問題については非常に今後シビアに考えないと難しいだろうなというふうに思いますんで、常に新年度予算組むとき、幾ら足りないとか何かということは常に出てますけれども、その中の貴重な財源の財調というもののの中から1億円回すわけですから、今年度はよしとしても、来年度は相当厳しい状況になるだろうと。先ほど委員長のほうから言いました市民生活に関わる予算も危ないだろうなと。そういう意味からすれば、今後の予算編成というものをかなりシビアにやっていかなきゃいけないだろうなと、そこは一応、私の感想として言っておきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に係る委員会での質疑、討論について御質問させていただきます。

一般会計予算書の71ページ、0225新庁舎等建設推進事業に関係するものでございます。大きく2点について御質問させていただきます。

まず1点目は、本会議の中でも私のほうから質問させていただきましたが、入札の時期が7月ということですが、やはり市長任期の6月中に入札ができないかということについて、

委員会の中で質疑、討論、また当局から細かな答弁がありましたら教えていただきたいと思います。

もう一点目は、この新庁舎建設事業においては、平成29年10月、策定されました新庁舎建設基本計画に基づいて推進されてると思います。この計画を策定するに当たっては、市長と語る会であったり、基本構想・基本計画審議会で十分な討議がされた中で進められてるものと考えております。今回、入札不調であったり、減築といった設計変更ができない、また総事業費の増額、入札時期、また今後の下田市が起債、そして将来にわたって償還していく費用等について、市民の皆様に、この入札までにどのように説明して理解を頂くか、そういった内容について委員会の中で質疑であったり、答弁があったか、お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） まず最初に、入札時期なんですけれども、今の制限付一般競争入札でいきますと、手続が2か月以上かかるということで、新年度予算は4月1日からスタートしても、6月中の入札は難しいというようなお話です。7月でもかなりタイトな予定になろうかと思います。6月中に、市長の任期の中でということなんですけれども、事務手続上、ちょっと無理かなという印象を受けました。

それから、委員からは新庁舎の経緯が理解できないという話で、市民に分かりやすい説明をすべきじゃないかという意見がありましたけれども、明確な、どういう例えば広報しもだでやるとか、説明会を開催するとか、そういう明確な答えはありませんでした。

でいいかな。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 入札の時期につきましては、やはり技術的な部分であったり、事務的な作業で難しいということを理解させていただきました。

あと2点目の、市民の皆様への理解を頂くという部分ですが、議会での議決が先か、市民の皆様に理解を頂くかが先かという議論はそれぞれあると思いますが、今回の一般会計予算について、3月定例会で審議しております。当然、7月の入札までに、これまでと同様に市長と語る会であったり、新庁舎建設事業といった図面、これまでも議会否決に伴います基本構想や変更の中で、そういった図面で市民の皆様にもお配りしてると思います。ぜひそこについても今後、委員会の継続審議といった部分で調査することが可能であれば、当局に意見

をお願いして、私からの質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 市民への説明をするにしても、この議決の後でなければ理論上はおかしいとは思いますが。

それから、議会で継続するというお話ですけれども、今回、当局提案されたものについての審議をしておりますので、特に委員の中から、これを継続するという意見はございませんでしたので、そのような対応はできかねるかと思います。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

総務文教委員長は自席にお戻りください。

沢登英信君、登壇願います。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○議長（小泉孝敬君） 次に、議第17号に対する少数意見の報告に対し質疑を許します。

11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） 常々委員は現在の位置について疑問を持ってるわけですけども、特に稲生沢川が千年に一遍ですか、市長の言葉を借りると浸水する可能性があるというような話が今まであるわけですけども、これ、委員が思ってることでいいんですが、では、腹案として、委員は、常々、常にこの位置がおかしいと言ってますんで、どこか最適な場所というのはイメージ的にあるんですか、その辺が1点と。

もう一点、確かに予算的に大ざっぱに言えば建築工事25億円というのは議会で今まで認めて、私も賛成してきたところであります。ただ、市長の公約というか、要するに市長選に出るときにはプレハブでもいいと、安価な建物でいいという言い方をしてきたわけですけども、それでも25億円の建物を造ることについては、私は今まで賛成してきましたけれども、今回、増えることについて賛成するかしないか、今ちょっと迷ってるんですけど、それからすると、沢登さん自体がどれぐらいの費用が妥当だという、その辺のこともあるのかなのか、この2点、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔 13 番 沢登英信君登壇 〕

○ 13 番（沢登英信君） この地が東海地震、あるいは東南海地震で浸水地域であると。したがって、浸水しないところに移転をしたいと、河内の稲生沢中学の隣が浸水しないところだと、ハザードマップを重ねたところが全部白くなってるから問題ないんだと、こう当局は言ってきたわけであります。しかし、そこで暮らしている市民の皆さんは、この土地が水没地であることは前もって承知してる、そういう土地でありました。したがって、それらの市民の指摘は私は議会でも指摘をしてまいったところでありますが、当局はここは浸水しないとかだと、こういうことで計画をしてまいったかと思うわけです。ですから、そういう意味では、1メートルから2.5メートルの浸水をするというところですから、これがほかのところに移転ができるもんなのか、あるいは移転ができないのであれば、ここで浸水対策をどのようにするのかと、この二通りの見解が当然出てこようかと思うわけであります。それらのものを検討していないで、従来進めてきた形で進めようとしてるところに大きな問題があるんだと、こう指摘をしているわけであります。

〔「腹案があるのか、具体的に」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 確認です。

○ 13 番（沢登英信君） そういう意味での腹案というのは、具体的に言えば石井直樹さんが進めてきた敷根公園も再度検討すべき課題の内容であると私は考えております。

それから、プレハブでいいと言ってきたんじゃないかと、それはもう市長が明言してきたことでありますので、当然、市長の政治責任を議会としても市民としても問うということになると思うわけです。政治責任とはどういうことかと、これは市長自身が決めることであろうとは思いますが、私は30億円でやると言ってきたものを37億円の予算を出すということは、それは政治責任をかけていただく、責任を取っていただく、こういうことになろうと思います。少なくとも自ら処分をするとか、3億5,000万円のお金を自らの収入の中から出すとか、そして最終的には30億円にとどまるような仕組みにつくり直すということが市長の政治責任を取るということだと思います。

そして、先ほど。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、どのくらいの費用かというふうな質問になってますが。

○ 13 番（沢登英信君） どのくらいの費用かについては、私は少なくとも20億円程度でできるんじゃないかと。熱海が16億2,000万円と、こういうことで考えれば20億円で造っていくというのが妥当ではないかと思います。そのためには1年遅らせて、稲生沢中学の校舎を使

うと、こういう方法を具体的に検討していくべきであると、このように考えているところがあります。

○議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） 前置きは結構なんで、腹案は要するに敷根。

〔「いろいろあるんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○11番（進士為雄君） まあまあ。沢登さんの今の腹案については、石井さんが当時示した敷根の公園がいいんじゃないかと、それは当然、詳細な調査しなきゃ分かりませんからね、今、漠然と思ってるということだろうとは思いますが、そういうことですね、言わんとしてるのは。

もう一つは、要するに熱海の例を見ますと、20億円程度でできるんじゃないかという要するに考え方を持っていると、そういうことですね。はい、ありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって議第17号についての少数意見に対する質疑を終わります。

沢登議員は自席にお戻りください。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 先ほど進士産業厚生委員長の私に対する答弁について不十分な点があったかと思うので、訂正をしていただきたいという具合に思います。議事録に残りますので、きっちり残していただきたいと。

水源保護条例についてのその他市長が定めるという部分については提出がないと、こういう御答弁を頂いたかと思いますが、提出をされていると。そして、その内容は2,000平米ではなくて1,000平米の小さい単位のものから対象にするんだと、こういうことが記されているということです、そこの答弁のまず訂正を、議事録の訂正をきっちりお願いをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） ここで暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時33分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

産業厚生委員長、11番 進士為雄君より発言を求められております。

11番 進士為雄君。登壇願います。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 先ほど沢登さんのほうからの御指摘なんですが、まずは委員長として、その要するに意見があったということを見落としまして失礼しました。その点については陳謝させていただきます。

内容につきましては、江田議員のほうからの質問がありまして、その特別に定めるという、要するに面積的な話の中に1,000平米というものが出ております。ですから議論がなかったわけではないということで、再度陳謝させていただきます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

〔「続きます」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 動議ですね。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 動議です。

総務文教委員長の発言の中で、この起債等についての意見や心配はなかったと、こういう発言をされてますが、具体的には大川議員がどのような償還計画になるのかと、中学校と庁舎の両方の合わせたものの資料を提出せよと、こういう提案をされております。そしてその資料を見ますと、この当初の33億円でありました4,600万円の平均償還額が5,016万円の償還額になると、そして中学校のほうは4,505万円の償還になると、9,500万円を超す年間の償還額になると、そして当局は9,000万円を超えないようにしたいと、こう目標を立ててきたはずです。9,000万円が9,500万円になってます。そんな問題がないなんていうような状況の議論を委員会でしたわけではないと思います。委員長の発言の訂正を願いたいと思います。現実にはこの資料で議論をしてるんですから、出された、財政的にも大変だなと、こういう議論をしてきた内容であります。委員長の発言の訂正を求めます。

○議長（小泉孝敬君） ここで暫時休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時43分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

13番 沢登英信君より発言を求められておりますので、これを許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 滝内委員長の発言の中で、財調について心配があると、その他については心配がないと、こういう具合に私は発言を受け取りました。しかし本人は財調のみしか言っていないだと、こういうことでございますので、そうであれば私のこの発言の内容は食い違っていると、誤ってるので謝んなきゃなんないと、こういう具合に思いますが、そういう資料が提出されたということについては、きっちり委員長も認識していただきたい。そして、この中の資料を見れば、ちゃんと9,500万円と。9,000万円とどめたいというのが9,000万円を超えてると、こういうことですので、全体の財政計画を言っている中で、財調のみを取り上げて、あとのことは言っていないからいいんだと、こういう委員長の見解であれば、それはそれでお認めして、私は謝りましょうと。しかし全体の流れから言えば、実態的には私は誠実ではないと、こういう具合に思いますので、再度発言をきっちり調べ直して、どうであったのかを求めたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） ここで13時、1時まで休憩します。

午前 11時 45分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 1時 0分休憩

午後 1時 6分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

7番 滝内久生君。

○総務文教委員長（滝内久生君） 先ほどの総務文教委員会の報告の中で、進士為雄議員からの質問の中で、起債の償還については何ら変更はないというお答えをしました。私の頭の中には起債元金ということが念頭にありましたので、そういうお答えしましたけれども、起債だけではない、起債元金、元金という言葉が抜けていました。大変失礼しました。

○議長（小泉孝敬君） それでは、次に、議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に対して、沢登英信君及び進士濱美君からお手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） お手元の資料の令和2年3月12日付、下田市議会議長、小泉孝敬様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信。

発議者、下田市議会議員、進士濱美。

議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第15条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出しますという資料をお開き頂きたいと思います。

令和2年度の新庁舎建設に関わります予算を修正する動議でございます。

その理由につきましては、先ほど、少数意見の留保の形で述べさせていただきました。

1つは、稲生沢川の氾濫地域であると、この地が東海地震や東南海地震のときに大変な浸水を受けるだろうと、したがって、浸水のない安全な場所に移転をしようと、こういうことで稲生沢中学隣地が決定されたわけでありますが、県の3月15日の告示によりますと、ここは稲生沢川の浸水域に入ると、1メートルから2.5メートルの洪水に襲われると、こういうことが明らかになったわけであります。したがって、この洪水に対する対策を取らないことには移転した意味がないと、こういうことになるかと思うわけであります。当局はその点について、今のところで何とか設計変更をして対応できないかと、こうお考えのようでございますが、その設計変更の内容も残念ながら委員会には明らかにされておりません。

そしてもう一点は、安全が確認されていないということで、きっちり安全が確認されるまで、検討を深めていくということが必要ではないかということが第1点でございます。

第2点目は、37億円にもなろうとする、この増額予算を本当に認めてよろしいのかどうか、本当に安い金額で、どうしてもこっだけ出さなければならぬ金額がはじき出されているのかと、ここのチェックを当然しなければならないと思うわけであります。

しかし、委員会の中での審議は、どうして3億5,000万円増額しなければならない、建設工事費を、25億7,000万円を29億2,000万円にしなければならないかの説明は、理解ができる説明が得られませんでした。あえて言えば、入札不調の結果が4億5,000万円あったと、したがって1億円は業者に泣いていただき、3億5,000万円あれば何とか落札できるであろう、こういう推測の下に、この今日の予算が組み立てられてきたのではないのかと。入札をするに当たっては、業者にその金額を教えるというわけにいかないのか、委員会にもなかなか説明が難しいと、こういうことも当局者は言うておりましたが、その内容は、6月に議会があ

るので、6月議会まできっちり精査をして、6月議会で改めて予算を出すべきではないのかと。これにつきましては、7月にどうしても入札をしたいと。そうしますと、その準備で最低2か月は欲しいというわけであります。したがって、今議会で議決を得なければならないと、こう言っているわけでありますが、しかし、それならば、7月に入札してきっちり落札ができる保証があるのかと、こういう問いを發しますと、7月に落札できなかった場合は、もう一度9月に入札をするんだと、こういう返事が返ってきているわけであります。きっちり市民のために努力をして、この積算されたものではない、しかも設計者と積算の最中であるということが皆さん、明らかではないでしょうか。きっちりした明確な金額の査定をせずに3億5,000万円増やせば落札できるでしょうというような甘い物の見方のこの予算、まさにずさんな予算と言わざるを得ないような形が第2の問題点でございます。これを削減しようということの問題点の第2点の柱でございます。

第3点は、このようなことが再び、あるいは三たび起きてはいけないと思うのは、誰もそう思うと思います。当然、当局の政治責任というものが問われなければならないと私は思うのであります。この市議会で総額30億円以内で造ってくる、そして昨年も一昨年の各地域の市民懇談会におきましても、市長、副市長が出席し、市の幹部職員が出席され、そこで市民に明言をしてきていることであろうと思うわけであります。資料まできっちり出して、30億円以内で造らせていただきますと、このように公約をしてまいりました。これをたがえて37億円もの予算を出してきたという、この政治責任を全く市長は感じていないというか、取ろうとしていない。これはきっちりと議会が指摘をしていかなければならない課題ではないかと思うわけであります。どういう責任を取るかということは、市長自らが決めることであろうとは思いますが、私はこのような公約違反は自らの辞任をしてもいいような事件に当たるのではないかと、こう思うわけであります。そしてさらに辞任が目的ではございませんので、本当の意味の努力は、自ら引き下げて30億円以内で建設できるように最大限の努力をすると、こういう責任を市長に求めたいと思うわけであります。そして、それでもたがわないときは、やはり3億5,000万円に対する責任をきっちり取る。それはいろんな取り方が私はあるんではないかと思えます。少なくとも市民に3億5,000万円を全てなすりつけて、口を拭っているような責任の取り方であってははいけないと、こう思うわけであります。

第4点目としまして、これをこのまま続けていきますと、下田市の財政が破綻をしてしまうという、こういう心配でございます。当局は長い間、この調査に、新庁舎の建設に関わってきましたので、今日、庁舎だけではなく、中学校の統廃合、下田中学の改修と併せて財政

計画を捉えられているわけであります。したがって、この両事業を合わせて9,000万円以上の返済額があったら、これは危険だと、こう言ってくるわけであります。そして、借金の総額が、水道、下水道、全ての一般会計合わせて200億円を超えたら、これはもう大変な状態になると、こう指摘をしてまいったかと思うわけであります。そして、今日の議論でも明らかになりましたように、返済額は5,016万円、新庁舎です、そして中学校は約4,500万円、9,500万円、9,000万円を500万円も超えている現状であります。しかもこの金額で建設ができるのかという不安も大きく残っているわけであります。9,500万円が1億円をこの2つの事業によって超える可能性というのは大変大きいと、こう指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

そして、債権といいますか、借金の総額も市長の施政方針の一番資料のおしまいのほうについておりますが、199億円何がしの数字が出ております。確かに200億円にはなっておりませんが、見込みでございますので、200億円になる可能性というのは十分、私はあるんじゃないかと、このような事態になれば、財政再建団体に陥ってしまうと。

現状のこの建設の中で、計画を見てみますと、緊急防災・減災事業債及び過疎債を含めまして、総額、借りれるお金は23億円と想定をしてる資料が当局から出されております。そして今回は、それを23億円を22億9,000万円、1,000万円削って起債を起こすんだと、こういう計画になっているわけであります。言ってみれば、起債はもう限度額いっぱい借りているんだと、こう言えると思うわけであります。これ以上、借金をすることができない、国のほうが貸してくれない限度まで借りてるという事態になっていようかと思うわけであります。

そして当初計画では、6億円の基金、庁舎建設基金と1億円のこの一般会計からのその年度の資金、7億円が自己資金だと。借金も自己資金に入りますけど、それと区分して、自らすぐ出すのは積み立てられてきた6億円と1億円の7億円でやるんだと。ところが今回は、これが14億円にも自己資金を出すんだと、7億円の倍も出すんだと、借金は目いっぱい借りて、さらに7億円の上に7億円を積んで14億円でやる、賄うんだと、こういう財政計画になっているわけであります。このような実態から見れば、誰が見ても財政破綻を来す、このままではいけないという判断になろうかと思うわけであります。

これらの点から、修正動議を出すものでございます。予算書の説明に移らせていただきます。

1 ページから朗読して提案に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に対する修正案。

議第17号 令和2年度下田市一般会計予算の一部を次のとおり修正をする。

第1条中、128億7,500万円、この総額を115億7,720万円に改めるものであります。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳入、款項金額、単位は1,000円でございます。22市債、1項市債、歳入合計でございますが、金額は22款の市債は29億2,790万円、これを16億3,010万円に訂正をするものであります。項につきましては、同じく29億2,790万円を16億3,010万円に訂正するものであります。歳入合計は128億7,500万円を115億7,720万円に訂正するものであります。

歳出につきましては、単位1,000円で、款項、金額、2の総務費、1の総務管理費、12予備費につきまして、款が1の予備費、歳出合計でございます。順に上から金額を読み上げてまいりたいと思います。総務費が37億4,073万9,000円、これを24億4,177万5,000円に改めるものであります。総務1の1項の総務管理費につきましては、24億3,965万9,000円を11億4,069万5,000円に訂正するものであります。それに伴いまして、予備費を3,000万円から3,116万4,000円に増額するものでございます。1項につきましても同様に、3,000万円を3,116万4,000円に訂正するものであります。歳出合計は128億7,500万円を115億7,720万円に訂正をするものでございます。

この訂正に伴いまして、次の2ページをはぐっていただきたいと思いますが、第2表 債務負担行為の一部を次のように改めるものでございます。

事項は新庁舎建設工事、期間は令和2年度から令和3年度まで、事業予定額29億2,000万円の範囲内で新庁舎建設工事に係る契約を令和2年度において締結し、令和2年度予算計上額12億9,780万円を超える金額、16億2,220万円については令和3年度において支払うという、この原案を全て削除をするということでございます。

次に3ページで、地方債の一部を次のように改めるということで、3ページを御覧ください。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、次の新庁舎建設事業費のうち13億950万円を1,170万円に改めるものでございます。それによりまして合計額も29億2,790万円を16億3,010万円に訂正をするものでございます。

なお、皆さんのお手元に令和2年3月下田市議会定例会、議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に対する修正案の説明資料を配付をさせていただいてございますが、この点につきましては、この資料のような訂正になりますので、参考として御覧になっていただきたいと思います。説明からは省かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、恐れ入りますが、説明資料の1ページをはぐってください。10と書いて、下に1ペ

ーじと書いてあるところですが、訂正を、2字ほど訂正をお願いをしたいと思います。議第17号修正案説明資料、令和2年度下田市一般会計予算修正案に関する説明書の次のタイトルでございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書となっておりますが、補正予算ではございませんので、歳入歳出補正予算のこの補正という文字を2字削って、訂正していただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

御苦労さまでした。自席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑、少数意見者報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第9号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第9号 指定金融機関の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第10号 市道の路線変更についてを討論に付します。

本案に対する産業厚生委員長の報告は否決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。

原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立少数であります。

よって、議第10号 市道の路線変更については否決されました。

次に、議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につい

てを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 令和2年度下田市一般会計予算及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず原案に対する賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 賛成の立場より意見を申し上げます。

一般質問でも触れさせていただきましたが、国が発表した令和2年1月1日時点の南海トラフでのマグニチュード8から9の今までも経験しない巨大地震が、30年以内に発生する確率は70から80%という結果が出ております。想定される県内全域の震度は6弱以上の揺れとされています。

そこで、我が下田市の庁舎と別館についてお聞きしましたので、改めて発表させていただきます。本館建築、昭和32年3月31日、築年数63年、耐震なし。西館建築、昭和53年5月25

日、築年数42年、耐震一部でございます。この一部というのは1階のみ耐震の工事をしましたが、ただし新基準の前の基準での補強であります。ということで耐震なし。別館建築、昭和42年4月1日、築年数53年、耐震なし。そして、この3つの庁舎で働いている職員は、本館71名、西館94名、別館20名、合計185名になります。また、来庁される市民の皆様もたくさんおり、その方々が被害に遭われることも十分考えられ、大変心配しながら不安の中で仕事をしております。

新庁舎建設については様々な問題がある中、特に建築費用の増額については、皆様、それぞれ意見はありますが、緊防債の猶予期間が令和2年度末と迫っている中、ここでちょちょしている時間はありません。入札不調に関する要因は、担当課長の説明を聞き、そして7月に行われる入札に関しては、先ほど滝内委員長もおっしゃいましたが、業者を前回よりも範囲を広げて参加していただくことを約束していただきました。

市役所が倒壊し、市民が負傷すれば大変なことになり、また職員が負傷し、業務が滞ることになれば復興は果てしなく遅れ、市民にどれだけの不安と不都合が生じるかということを思うと、その代償は計り知れません。市民が安心して登庁でき、また職員も安心して業務を円滑に実施できるよう、よりよい、より早い着工、完成を望みます。

最後に、担当課に関しては、7月の入札が全て落札できるよう、次の入札はないと思い、より一層の努力を望みます。

以上のことから賛成の意見といたします。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） 次に、原案及び修正案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

○9番（進士濱美君） ただいま議第17号、当初予算につきましての修正案が出されておまして、この修正案に対する賛成とする意見を述べさせていただきます。

振り返りまして、平成27年9月3日、下田市の新庁舎の建設を敷根民有地とする計画案に対し、これの再検討を求める請願書が9,577名の署名をもって提出されました。これは下田市有権者のほぼ半数に近い多くの住民が疑念を抱いた結果でもありました。安全性の欠如と同じく、建設費の増大もストップをかける原因の1つでございました。当初、建設事業費22

億1,000万円の提示は、資材の高騰、狭い予定地、土砂崩れ等、これが34億円へと増額見込みが途中、説明されました。このほか、土地の購入、利息、引っ越し費用等を加えますと、あたかもそれは50億円にも達するかなのような状況になっていたのをございます。住民合意の下、急がず進めてくださいと健全な財政継続を求める、この住民の意思、要請に応えるのが、現在の工事に進められております新庁舎の建設であることを、もう一度、再確認しておきたいと思います。

そこで、令和2年度予算における建設費の増額であります、そもそも利息は別にいたしまして、30億円以内の建設事業であれば、適正、健全財政を維持することができ、問題はないとの見込みでスタートしたものでございます。

ここで確認しておきたい点がございます。この有利である、緊急防災・減災事業債でございしますが、当下田市の場合、この算定の仕方につきましてルールがございます。当時、国に申請したデータによりますと、169人の職員数に対し、国の定めた緊防債の基準が1人頭35.3平米を掛けた5,965平米までを最大可能面積とされております。同じく国の基準であります平米当たり36万1,000円、坪に直しますと、これ119万円です。この緊急防災・減災事業債の対象は、よって下田市の場合は23億円プラス利息分が上限となります。利息分がこれ予定でございますから、ほぼ3億円前後と見込んでおりますが、合計、合わせましても26億円、建設費用そのものは23億円が下田市に許される起債限度額でございます。ですから、よって現在増えております建設費の増額、23億円を1円でも2円でも超えていけば、それだけ自己負担がそのままはね返ってくると、こういう簡単な資料でございます。

しかしながら、現時点で既に示された数字が、総額36億9,000万円という具体的予算が委員会のほうにも示されました。この後、7月にも再度入札との御説明でございしますが、これも沢登議員からの危惧があったように、おぼつかない点が多々含まれており、地盤のくい打ち作業、これは本当に手を探るような作業になりますが、この問題、それから浸水対応の設計もまだできておりません。こうした不確定な要素が今後入ってまいります。

既にこれによって適正健全財政数値を自ら超えてしまいました。前回の敷根民有地建設費用見込みとほぼ同水準に近づいております。10億円という金額がどういう金額か、私どもも慎重に考えたいと思いますが、10億円をオーバーする、30億円以内というふれ込みから40億円に達するかもしれないという危惧をした場合、例えば10億円を超えるということがどういう金額になるかというふうに申しますと、下田市が1万563世帯ですから、1世帯当たり10万円の増額になります。これ、余分に負担をお願いすることになります。さらに増額した金

額は、これ自己負担になり、有利であるはずの緊急防災・減災事業債の効果はますます薄ま
っていくと思われます。

今後の人口減少は言うに及ばず、他にも消防署の移転、下田保育園の移転、期待の大きい
図書館の建設、進行中の統合中学、そして防災上の不備、道路の整備、公共インフラはまだ
まだやってまいります。そうしたことを見据えながら、バランスの取れた下田の近未来をし
っかりと問いながら進めることを要望して、予算の修正案に対して、私は賛成といたします。
以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

○12番（大川敏雄君） 私は議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に賛成する立場で、
今から若干時間を頂いて意見を述べさせていただきたいと思います。

予算規模でございますが、一般会計においては128億7,500万円であります。前年比で15%
増と、これは東日本大震災発生以降、平成23年から10年間で一番大規模な予算と相なってい
るわけであります。その主な事業としては、やっぱり3つ挙げなければなりません。まず第
1点目は、新庁舎建設事業であります。これはいわゆる現庁舎の解体、それから稲生沢中学
校の技術棟のこの改修と、これ約2億円でございますが、それを除く総事業予定額は35億円
であります。そして本年度の予算で13億円を見ているわけであります。

2点目には、下田中学校の整備工事でございますが、総事業予定額を21億円と見ておりま
す。本年度の予算はそのうち9億円を計上しております。

それから第3に、デジタル同報系防災行政無線整備事業でございますが、総事業費、昨年
と今年で10億円であります。本年度はそのうち7億5,000万円を計上しておるわけでありま
す。この同報無線については、令和4年11月30日までしか使用できないと、現在のやつが。
そういうようなことで、無線設備のデジタル化を義務づけされておりますので執行すると、
こういうことに相なっているわけであります。

とりわけ福井市政の1期目の新庁舎と中学校の再編の2つの事業は着実に実行していくこ
とが、私は1期目の大きな使命だと認識しております。その上で、新庁舎、そして中学校の
再編整備事業に対する見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、新庁舎の建設事業についての見解であります。まず現庁舎の現状は、先ほど渡邊
さんが本館をはじめ、大変古いと。誠に同じでございます、老朽化が著しいと。しかも耐震

性能が全く劣っておりまして、倒壊する危険があります。大きな被害をこうむることは、もうこれは間違いない、そういう現状であります。

そして、この課題についてどう最近、特に平成23年の3月11日、東日本大震災の発生以降、下田市はどう取り組んだかと申し上げますと、とにかくこの大震災で建設の位置を浸水地域外に建てましよう、という考え方に立って、平成24年6月、石井元市長は敷根地域の公園前に、そして平成27年5月には、前市長の楠山市長は、やはり敷根地域の厚労省の宿舍南側にと、そしてさらに平成29年12月、稲生沢中学校の北側民有地に震災以降6年9か月、やっと決定を見たのであります。

その決定を受けて、平成30年3月29日、基本設計、実施設計、管理業務を含む、その契約として1億3,964万4,000円で、安井ほか、やはり5つの企業体と下田市は契約したわけです。

さらに平成30年の11月9日、臨時会を開きまして、新庁舎建設基本設計再構築業務として1,800万円を補正が可決され、同年1月16日、1,792万8,000円で同じくこの企業体と追加契約をされたわけであります。

そして平成31年1月31日に新庁舎本設計が実は完了いたしました。そして令和2年、今年の1月8日、1月9日と2回にわたって建設工事の開札がされた結果、建築工事、電気設備の工事については不調と、そして機械設備工事は落札という結果に相なったのであります。その不調の概要は、予算金額が25億7,000万円に対して、入札金額30億2,665万円と、予算費に對しまして4億5,665万円という大幅な予算との不足が生じたわけであります。

そこで次に、令和2年度の予算額の概要と今後の対応について述べたいと思います。

令和2年、新庁舎建設事業の予算は、新庁舎の建設工事における事業予定額を29億2,000万円に設定し、昨年、令和元年度事業予定額25億7,000万円を3億5,000万円を増額したものであります。そして、この29億2,000万円を令和2年度には12億9,780万円、そして令和3年度には16億2,220万円、2か年で予算的には措置をしていこうと、こういうことに予算はなっているわけであります。本年のこの1月の不調になった入札結果、4億5,665万円の差額について、1つは、3億5,000万円についてはふるさと応援基金から1億7,000万円、財政調整基金から1億円、そして恐らく事業債になると思いますが、8,000万円分増額して対応しよう。2点目には、残りの1億円は積算を見直して対応すると。そして令和2年7月に再度入札をするというのが当局の計画であったわけであります。

そこで、今回の総務文教委員会において、私は次の諸点について真剣に提言し、当局の回答を得ました。

まず第1点目には、入札の参加資格条件の変更を求めました。これは渡邊さんと同じであります。さきの本会議において、明政会の代表の進士為雄議員が指摘してたとおり、入札金額の適正化、減額化を図るためには、本年7月に予定している当局の参加資格を変更しないとの方針を見直すべきであるという提案は、私個人、尊重すべきであるという立場で審議に臨みました。令和元年1月8日、1月9日、二度入札した結果、庁舎棟施工業者の見積りと予算額の差額が4億5,665万円もあり、あまりにも大きいので徹底的に見直すべきであると当局に実現を求めました。その結果、統合政策課長は、指名委員会の事務局の責任者の立場から、入札の参加資格条件を変更する方向性で取り組むの旨、回答を寄せられたわけであります。

第2点目には、財政力がない下田市は、この際、身の丈に合った設計内容を目指すべきであることを求めました。平成30年11月臨時会において、福井市長は事業予定額を30億円と確かに表明いたしました。現在、当局において設計の見直し、積算の見直しに取り組んでいますけれども、市長が表明した30億円をしっかりと念頭に置き、取り組むべきであると提案させていただきましたが、当局はその主張を極力認めて、そして努力するという回答を得たのであります。

第3に、この3月議会に提案された新庁舎建設事業内容書において追加項目の提案がありました。その内容を見直すべきであるという旨を私は指摘させていただきました。令和2年度の予算には影響はいたしませんけれども、追加項目、1つは議会備品プラス音響を5,900万円、令和3年度にと。電算機移設費4,000万円を令和3年、4年と。つまり9,900万円を対応したいと、こういう話がございました。そして当局の説明では、電算機移設費の4,000万円はあくまでも計上漏れでありましたということで低頭にて謝っておりました。議会備品と音響5,900万円、私にとっては突然の提案であり、議会内の十分な検討が必要である旨を私は発言させていただきました。

第4に提案させていただいたのは、分譲住宅整備道路の地権者の早期同意を求めることを提言させていただきました。国道414号からの進入路について、私道の共有名義8名のうち2名の同意が得られていない現状で、新庁舎を開庁する際には、進入路を市道認定する計画で、その際、全員の承諾が必要であります。開発申請までに同意を頂くことと土地の所有者との早期交渉をする、年度内にこれは何とか解決していくことを求めました。これに対しても当局は全力を尽くすという回答を頂きました。

第5に、ふるさと納税の寄附金の増収を目指した具体的な施策の展開を求めました。新庁

舎建設工事では、当初予算で3億5,000万円を増額して29億2,000万円としておりますが、その財源をふるさと応援基金を1億7,000万円取り崩し、財政調整基金を1億円取り崩すと、さらに地方債を8,000万円充当すると、こういうことであるわけですが、このふるさと納税の増収については、過日、橋本議員が一般質問でこの増額について指摘しておりました。つまり平成28年、29年は約2億円程度だと、30年はちょっと努力して2億4,000万円になった。ところが令和元年の1月においては、前年比、いわゆる30年度に対して3,600万円減ってきていると。そういう中であって、令和2年度の当初予算は1億2,115万円ということは、ほぼ昨年並みの当初予算になっているわけであります。我々の近い西伊豆町のこの令和2年度の予算を見ますと、このふるさと納税の予算を10億円も予算化してる、5倍予算化してる。これについては、そんなに条件は変わらないと、そういうような意味で、過日、本会議で市長にも、これはもう増額に全力尽くせと、あなた、陣頭指揮立ってやりなさいよということに対して、よし、やりましょうという返事をしていただいている。同時に事務局もしっかりやると、こういう回答を頂いておるわけです。こういうことが庁舎に対する、私の委員会の提案に対する当局の答弁であります。

2点目には、下田中学校の開校に向けての要望でございます。下田中学校建設事業は、令和4年4月開校に向けて、現校舎の改修、増築、新体育館の建設、既設体育館の武道館への改修、運動場整備及び仮設校舎の建設等々、一連の工事が進みますと、完成の暁にはすばらしい教育環境となると私は確信しております。ただ、現段階で取り組まなければならない課題は、生徒たちの通学上の安全対策を万全にすることであります。開校時の生徒数は422人と、そのうちおおむね2キロ超え4キロ未満で、徒歩または自転車利用の対象者が190人と当局は推定をされております。本年度は下田市立学校統合準備委員会が令和2年度の恐らく末になるだろうと思いますが、保護者の意見を十分聞きながら、恐らく当局に対して答申を出すと同っているわけであります。ぜひ当局はその答申を尊重して、子供たちの通学の安全対策を講じていただくと、こういうことをお願いしたいと思うわけであります。

以上の意見を付しまして、令和2年度の一般会計の当局案をやむを得ず賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 次に、原案及び修正案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

11番 進士為雄君。

〔 1 1 番 進士為雄君登壇〕

○ 1 1 番（進士為雄君） 修正案に対して賛成の立場で発言させていただきます。

同じ明政会で反対と賛成に分かれるのはなかなか恐縮ですけども、同じ会派であっても意見は違うところは違うわけで、その辺でちょっと御理解願いたいというふうに思います。

まず私は、今、皆さんが力説して、いろんなお金の数字を言いましたけど、お金がどうのこうのというよりも、まずは市民の立場になって考えたときにどうなのか。それは2つ考えがあるんじゃないかというふうに私は感じております。その1つは、早く造ってほしいと、いつまでもこの問題をだらだらだらやってるなど、早く造ってほしいという考えがあるんじゃないかと。もう一つは、やはり豪華ではなくて、安価な建物の造り方でいいんじゃないかという、やっぱり大きく言えばその2つだろうと。

市長も要するに選挙のときにプレハブでいいと、そういう安価な建物でいいということを表明して当選してきた、そこはやっぱり当選に大きな1つの要因がある、そういうふうに思ってます。その中でおいて、今回、25億何千万円と、先ほど皆さんが言ってますから、細かな数字は言いませんけれども、25億円のその数字、建設ですね、いわゆる工事に対して、それが果たして市民が思ってる要するに安価な建物かということ、そうではない。だがやはり25億円については議会としては賛成してきたわけですね、今まで。それでも市民の考えを組み合わせるとすれば、設計事務所の要するにああいう建物の造り方を承認することではない、当局はね。そう思うんですね。

例えばメディカル、病院ありますね、あの時期にやはり財政が厳しい中で、あれをやったときの金額は、数字的なところは細かいところが違ってることについては御容赦願いたいんですが、8,900だったかな、かなりの面積、8,900だか、そのぐらいの面積あるんじゃないかと思いますね、それが20億円でやって、あの建物の形を見ると、サッシにしても何にしても標準的な、どこにでも出回るようなサッシのああいう造り方してるわけですね。それに対して今回の建物というのは、ガラス張りの、ああいう何か一見豪華な建物になってる。これは市民の本意ではない。ただし、それが25億円でできるというのであれば、議会として認めてきたわけです。

そのことを考えますと、今回不調に終わったという中で、要するに今までなぜそれを放置してたか。これはもう何回も同じこと繰り返すんと言いたくはありませんけれども、要するに指名替えを、ほかの人間が参加できることをまずやって努力するべきであって、安く入れ

てくれる方がいるかもしれない、そのことに対して一切やんないで、ここまで放置してきたわけです。そういうことから考えますと、この要するに3億5,000万円増やすものを、要するに約束だ、例えば今、大川議員が委員会で努力するということでオーケーを出す気持ちにはなれない。何かといたら、今まで言ってきたことがことごとく違うことやってる。であれば、やはりこの金額については、要するに何ていうのかな、人質というわけじゃないんですが、通すわけにはいかないと。だけでも市民の早く造れと、やっぱり将来の財政不安を残さないためには、緊防ですね、先ほど何回も言ってる、その要するに令和3年度までに造ることが至上命令となれば、これからどれだけの努力するか。それと、それに対するこれだけ混乱を招いた管理者の責任、それはきちんと明確に出すべきだろう。それでなければ、なかなか納得はできないというのが市民じゃないかと思います。

ですから、私もそうなんですけれども、市民もそういう方が多いんだろうな。いわゆる3億5,000万円増えていく中の経過について、執行側の人間が責任持って市民に説得というか、説明をするということが必要だろうと。それをやらないで、いいとは決して私は言えない。そういう面でいけば、修正案に対して賛成するということですが、しかし、やはりけつ、けつという言い方は悪いんですが、完成を早くしなきゃいけないということであれば、今後それなりの努力をする。もしあらゆる努力をした中で、補正で出してくるんであれば、そのときには私の考え方も変わってくるというふうに思います。

ですから、ぜひとも今後の要するに努力を、市民に対する説明と、安価な建物と、いわゆる工期ですかね、緊防に間に合うような条件をクリアするように最大限の努力をしてほしいという意見を添えて、修正案に賛成いたします。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 3回目、一からローテーション、確認の意味で。

まず、原案に賛成の意見の発言を求めます。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 私は議第17号 令和2年度下田市一般会計予算の原案に対し、賛成の立場で答弁させていただきます。

この新庁舎建設につきましては、平成22年5月、新庁舎建設ワーキング会議よりスタートされたと思います。それから十数年、多くの課長さん、市長、そして時間、コンサルタント、金額を費やしてきたものと考えております。

また下田市においては新庁舎建設以降も伊豆急下田駅周辺整備計画、また図書館計画など、様々な計画が待ち控えております。コロナウイルス、東京オリンピックの延期等、世の中の情勢がこれからどう変わるか分からない中、歴代市長がなし遂げなかったこの新庁舎建設を福井市長は責任を持って実行する責任があると私は考えております。

本会議の私からの質問におきまして、当局が一致して時間を優先に、この新庁舎建設を考えていきたいという答弁がございました。やはり時は金なり、この世の中のスピードが速い中、時間を優先してこの事業に取り組んでいく必要があると私は考えております。

庁舎建設総額に対する政治的責任については、皆様、各意見があると思いますが、私はこの政治的責任について、今、福井市長をトップとする当局に課せられたものは、起債総額であったり償還額、庁舎建設工事費の増額、そして浸水に対する設計変更、様々な当局と議会で議論した内容を下田市の市民の皆様に説明すること、それが市長及び当局に課せられた責務かと思えます。そのためには、議会はこの一般会計予算を原案どおり賛成し、4月から6月、入札前にこの内容を市民一人一人に市長と語る会、議会だより、広報しもだ等で説明していくことが必要かと考えております。

こうしたことから、下田市議会として原案に賛成する必要があると考え、賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 次に、原案及び修正案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 次に、修正案に賛成の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

これより議第17号 令和2年度下田市一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び進士濱美君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立少数であります。

よって、議第17号 令和2年度下田市一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第17号 令和2年度下田市一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議の途中ですが、ここで10分間、14時30分まで休憩いたします。

午後 2時19分休憩

午後 2時30分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第18号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第18号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第19号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第19号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第20号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第20号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第21号 令和2年度下田市国民保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第21号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第24号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第24号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

◎発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第2号 南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 発議第2号 南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、静岡県知事に提出するものとする。

令和2年3月12日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

提案理由。

南伊豆洋上風力発電事業の中止を求めるため。

なお、意見書につきましては、朗読をもちまして提案に代えさせていただきたいと思います。

南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書。

伊豆半島は、全域が自然公園法に基づく富士箱根伊豆国立公園に指定されており、さらにはユネスコ世界ジオパークに認定されるなど、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有する半島として認識されている。そして、伊豆半島の南部に位置する下田市は、海を中心とする豊かな自然環境等を生かした観光産業を基幹産業として位置づけている。

伊豆半島沖の下田市近傍で計画されている南伊豆洋上風力発電事業は、下田市の財産とも言える海洋景観に重大な影響を与えることが強く懸念される。下田市の景観を失わせることは、下田市の価値を低下させ、暮らす人々の下田市に対する誇りを奪うことにもなりかねない。下田市の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであり、現在及び将来の市民がその恵沢を享受し継承していく必要がある。

国の地震調査委員会が公表した令和2年1月1日時点での地震発生確率によると、南海トラフでマグニチュード8から9の巨大地震が今後30年以内に発生する確率は70から80%とし、

南海トラフ地震で3メートル以上の津波が下田市に襲来する確率は26%以上という結果が出ている。また、平成24年に内閣府が公表した南海トラフ地震による最大クラスの被害想定で、下田市狼煙崎付近の最大津波高は33メートルに達するとされている。こうした切迫する巨大地震や津波のほかにも、激甚化する台風等の気象災害による発電設備の倒壊や破損が強く懸念される。

下田市沿岸には多くの住宅や宿泊・商業施設等が存在することから、倒壊や破損した発電設備が陸地に流入することによる被害の拡大も想定される。洋上風力発電については、騒音・超低周波音・風車の影などによる生活環境及び自然環境への影響、水質・地形・海流の変化による生態系及び漁業への影響、海上交通の要衝である周辺海域の船舶航行に及ぼす影響のほか、事業終了後の設備撤去等の様々な不安を払拭し切れていない状況にある。

こうした事業に対する同様の不安は、市民からも多く寄せられており、下田市議会は市民の生命と財産を守り、様々な不安を取り除くことで、市民が安全に安心して暮らすことのできる生活環境を整えることを使命としていることから、同事業に対して反対せざるを得ない状況にあると判断する。よって、同事業に関わる緊急性、重大性に鑑み、下記事項に対する特段の配慮を強く要望する。

記。

1. 南伊豆洋上風力発電事業に反対し、事業者に対し計画の撤回を要請すること。

2. 事業者に対し、環境影響評価法に基づく全ての図書を積極的に公開し、インターネットで常時閲覧させ、無条件でダウンロード及びコピーを認めるよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月12日。

静岡県下田市議会。

以上で提案を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第2号 南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

発議第2号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第2号 南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

◎下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙の方法については、2月26日、選考委員会を設置し、指名推選することに決定しておりますので、これより選考委員長から選考結果の報告をお願いいたします。

13番 沢登英信君。

〔選考委員長 沢登英信君登壇〕

○選考委員長（沢登英信君） 選考委員長に信任されました沢登でございます。

それでは選考結果の報告をさせていただきます。

2月26日、第1委員会室において選考委員会を開催し、下田市選挙管理委員会委員4名と補充員4名を次のとおり選考したので御報告申し上げます。

まず、選挙管理委員会委員 4 名でございます。

下田市柿崎 7 番 9 号、寺川悦男さん。

下田市白浜1291番地の 2、島村貴美子さん。

下田市北湯ヶ野235番地の 3、土屋郁雄さん。

下田市中694番地の 3、原 玲子さん。

続きまして、補充員の 4 名でございます。

第 1 順位、下田市一丁目12番13号、関 達雄さん。

第 2 順位、下田市吉佐美306番地、河井長美さん。

第 3 順位、下田市蓮台寺462番地の 2、臼井静雄さん。

第 4 順位、下田市横川15番地の 3、山崎和也さん。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 選考委員長は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

ただいま報告のありました選考委員会の選考どおり、下田市選挙管理委員会委員に、

下田市柿崎 7 番 9 号、寺川悦男さん。

下田市白浜1291番地の 2、島村貴美子さん。

下田市北湯ヶ野235番地の 3、土屋郁雄さん。

下田市中694番地の 3、原 玲子さん。

同じく、補充員に、

第 1 順位、下田市一丁目12番13号、関 達雄さん。

第 2 順位、下田市吉佐美306番地、河井長美さん。

第 3 順位、下田市蓮台寺462番地の 2、臼井静雄さん。

第 4 順位、下田市横川15番地の 3、山崎和也さんを指名し、それぞれ当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、ただいま報告したとおり、下田市選挙管理委員会委員に 4 名の方々、同補充員に 4 名の方々がそれぞれ当選されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（福井祐輔君） お帰りになる準備も終わった人もいますが、ちょっと時間を頂ければというふうに思っております。

このたび令和2年3月31日付をもちまして2名の課長級の定年退職なされることになりました。

お一人は、土屋 仁学校教育課長、もうお一方は、監査委員事務局長の黒田幸雄さんであります。この2名が令和2年3月31日付で定年退職することになりました。

なお、お二人とも再任用という形で、また新たな気持ちで市民のために仕事をやっていただくということになっております。

ここでお二人がぜひ挨拶をしたいということでございますので、激励なり、またそういうお別れの言葉を聞いていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） この3月31日をもって退職されます学校教育課長、土屋 仁君、監査委員事務局長、黒田幸雄君、この2名から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

両名、前のほうへお願いします。

まず皆様、拍手で。（拍手）

○学校教育課長（土屋 仁君） 3月定例会の御審議、大変お疲れさまでございました。大変貴重なお時間を拝借して恐縮ではございますが、退職を迎えるに当たりまして御挨拶をさせていただきます。

私、昭和58年に奉職いたしまして37年間、下田市職員として勤務させていただいております。

議会には平成24年度から、学校教育課が通算5年間、観光交流課3年、通算8年間、説明員として出席をさせていただきまして、その間、議会の皆様には大変お世話になりまして、心より感謝申し上げます。

この8年間、学校教育課では幼保の再編整備、認定こども園の整備、それから中学校の統合、また幼児教育・保育の無償化等々、様々な案件、皆様方に御理解と御協力を頂きまして、本当にありがとうございました。

中でも印象に残っておりますのが、平成24年に課長職に就任した直後の6月定例会でございまして、その直前、5月の連休に下田幼稚園ののり面から巨大な石が、身長の上あるような石が落ちるといような事故がございまして、幸いに連休中、早朝ということで、職員ですとか園児もおりませんで、フェンスが多少損傷した程度でございまして、専決予算で撤去と応急措置ということで、大型土のうを設置するといようなことをやらせていただいた。その6月定例会の中で大川議員から、安全対策はおまえ、どうするんだといような御質問がございまして、9月定例会には予算を提案させていただく、恐らく幾らかかるんだ、5,000万円以上はかかるんじゃないかなといような答弁させていただいたような思いがございまして。その後、議会の皆様ですとか、いろいろと御協力を頂きまして、災い転じて福となすといいますか、結果オーライといいますか、そこ、安全対策兼ねまして、津波避難路が完成したといようなことで非常に安心したような覚えがございまして。

またもう一点は、認定こども園の建設に際しまして、位置がやはり高台に変更になったといことで、当初、今の用地につきましては山だったといようなことで、造成の経費が、当初、議会の皆様にお示したより大分はね上がったといような状況がございまして。そのときも議会の皆様、大変御心配頂きまして、財源確保のため、県庁のほうと一緒に要望活動に行っていたといようなところもございまして、その節は大変御心配と御迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。

また例年、教育予算には御配慮を頂きましてありがとうございます。おかげさまで小学校

の空調の整備でありますとか、長年の懸案でございました浜崎小学校の東館の改築、また来年度は体育館の改修をやらせていただくことができます。

また先ほど、令和2年度予算、可決頂きまして、その中で中学校再編整備事業ということで中学校の整備工事、18億8,328万円、それから管理委託業務3,111万円、2年間債務も含まれてございます。おかげさまをもちまして、令和4年度の開校に向けて着実に工事が進んでいくのではないかと感じております。

また、中学校統合までにはいろいろと決めていかなければならない課題がございます。先ほど大川議員のお話にもありましたように、通学方法も非常に重要な部分でございます。今後も議会の皆様と情報を共有しながら、皆様の御意見を頂きながら統合に向けて進んでいただければと存じます。

最後になりますが、皆様方も御健康に御留意頂きまして、今後の下田市の発展に御尽力を頂ければと思います。簡単ではございますが、退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○監査委員事務局長（黒田幸雄君） すみません、貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

申し訳ないんですけど、私の場合、口述がないと、ちょっと思いがあり過ぎて、懲罰に係るような発言をしそうなので口述を用意してまいりましたので、安全のためにも見ながら御挨拶をさせていただきたいと思います。

私は学校教育課長と同じく昭和58年に奉職いたしまして、何とか定年退職見込者になることができました。議員の皆様との関係では、市民課、防災係長を拝命の平成19年から委員会に出席し、平成26年からは施設整備室長として本会議に出席させていただき、大変多くの御教示、御鞭撻を頂き、感謝しております。

とりわけ課長職に就いてからの6年間、最初の2年間は敷根民有地における新庁舎建設担当課長であり、よくも悪くも徹底的に御指導頂き、最後には課ごと消滅してしまいました。

平成28年度は、地域防災課長として市内10か所の津波避難ビル耐浪調査の結果から、西本郷の合同庁舎を除く9か所が耐浪性なしの判定により、1か所だけとなりました。

そして29年度からは、まさかの統合政策課長を拝命し、河内における新庁舎建設に携わりました。この新庁舎建設事業では、ある議員から、本会議において、舌の根も乾かぬうちに、私などは舌の根がまだびしょびしょですよなどと御指摘を受けたわけですが、踏ん張ってやってきました。ただ、おわびする場面も多々あり、市長、副市長、議員の皆様にご迷惑をお

かけいたしました。

そして定年の年、令和元年度については、監査委員事務局長として本会議における発言は1年間なく、退職の御挨拶として、今日こうして令和元年度、初めての発言をさせていただいております。答弁できない立場で本会議場に座り、過去を含めた執行についての御意見を聞いているのは、ある意味、この1年が最も苦しかったかなと思っております。いずれにいたしましても、よい勉強させていただいたと感謝しております。

最後に、市長と議会は二元代表制としてよく両輪に例えられますが、片輪が大きくて片輪が小さいと、その場でぐるぐる回って前に進めません。また、大きさが同じでも向きが違ってはやはり前に進みません。もちろん是々非々はございますが、下田再興、発展のために市長と議会が両輪となり、下田をよくするために進んでいくことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小泉孝敬君） 御挨拶ありがとうございました。お席にお戻りください。

長年にわたり市政発展のため、多大な御尽力を頂き、誠にありがとうございました。

両名におかれましては、今後とも健康には十分留意されまして御活躍くださることをお願い申し上げます。

長い間、本当に御苦労さまでした。いま一度、拍手をお願いいたします。（拍手）

これをもって、令和2年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3時 1分閉会